

平成 25 年(2013 年) 7月1日
教育部 教育総務課

湖南省学校教育 きらめきサポーター事業 を始めます

■趣旨・目的

湖南省教育委員会では本年度より、学校に対して寄付活動や施設修繕等の支援活動を行う企業や団体等を「湖南省学校教育きらめきサポーター」として認証し、広く地域社会に周知することにより、企業や団体等による学校支援の輪を拡大するとともに、学校教育環境のさらなる充実と企業や団体等の社会貢献活動の推進の好循環を図る仕組みづくりを進めているところです。

《詳細は添付の要綱》

■参考

その認証第1号として、甲西陸運株式会社様より、エネルギーの大切さと環境の大切さを体感しながら学べる「自然エネルギー発電システム（風力発電、ソーラー発電装置、蓄電設備、防犯灯）」を市内4中学校に寄贈いただきましたので、認証書の交付を行います。

■日時 平成 25 年7月1日(月) 午後3時 45 分～

■場所 湖南省立日枝中学校 校長室 湖南省岩根 499 番地 351 TEL 75-1158

■内容 「湖南省学校教育きらめきサポーター企業」認証書の交付

■問い合わせ

担当課名 : 教育委員会 教育総務課

担当者名 : 岡田

(直通) 0748 - 77 - 7010 (FAX) 0748 - 77 - 4101



〒520-3288

滋賀県湖南省中央一丁目1番地

湖南省役所 秘書広報課

TEL 0748-71-2300 FAX 0748-72-1467

湖南省学校教育きらめきサポーター事業認証制度

1 趣旨

学校教育きらめきサポーター事業認証制度は、学校に対して寄付活動や施設修繕等の支援活動を行う企業や団体等を「学校教育きらめきサポーター」として認証し、広く地域社会に周知することにより、企業や団体等による学校支援の輪を拡大するとともに、湖南省の学校教育環境のさらなる充実と企業や団体等の社会貢献活動の推進の好循環を図るものである。

2 企業や団体等の範囲

常時雇用する労働者を有して事業活動を行う企業や事業所又は組織的な活動を行っている団体とする。ただし、国及び地方公共団体や教育に関わることを営みとする学校・企業や団体等その他これらに準ずるものは除くものとする。

3 申請方法

湖南省学校教育きらめきサポーター事業認証申請書（様式第1号）に必要事項を記入し、企業等概要書、証明書類（湖南省感謝状等贈呈規程による感謝状を贈呈されている場合はその写し）を添付のうえ、湖南省教育委員会教育総務課に提出する。

4 認証交付

申請書が提出されたら、湖南省学校教育きらめきサポーター事業実施要綱第5条の認証基準を満たしているか確認し、認められる場合は、申請者に湖南省学校教育きらめきサポーター事業認証決定通知書（様式第2号）によりその旨を通知して「学校教育きらめきサポーター」の認証書を交付する。

認証した企業等については、市広報誌・ホームページ等で認証概要を周知する。

5 活動の実施

認証された活動の種類に基づき、企業等と学校および教育総務課が打ち合わせを行い、支援活動内容についての具体的な調整を図り実施する。

湖南省学校教育きらめきサポーター事業実施要綱

(目的)

第1条 この告示は、企業・事業所や団体による寄付行為等の学校応援の輪を拡大するとともに、湖南省の学校教育環境のさらなる充実と企業・事業所や団体の社会貢献活動の推進の好循環を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この告示においての用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 企業・事業所や団体とは、常時雇用する労働者を有して事業活動を行う企業や事業所又は組織的な活動を行っている団体（以下「企業等」という。）とする。ただし、国及び地方公共団体や教育に関わることを営みとする学校・企業や団体等その他これらに準ずるものは除くものとする。
- (2) 学校とは、湖南省内にある公立の幼稚園、小学校及び中学校とする
- (3) 学校教育きらめきサポーター事業とは、学校に対して寄付活動や施設修繕等の支援活動を行う企業等を認証することをいう。

(認証の名称)

第3条 この告示に定める認証の名称は以下のとおりとする。

- (1) 湖南省学校教育きらめきサポーター

(申請)

第4条 学校教育サポーター事業認証制度の趣旨に賛同して前条の認証を受けようとする企業等は湖南省学校教育きらめきサポーター事業認証申請書（様式第1号）により、教育長に申請するものとする。

(認証基準)

第5条 企業等を認証する基準は、次の各号のいずれかを満たすものとする。

- (1) 学校教育に関する支援を目的として、10万円以上の現金若しくはこれに相当する物品を市に寄付をした企業等。
- (2) 学校教育に関する支援を目的として行われる施設修繕等の教育環境改善事業等で、活動内容が学校教育きらめきサポーターとして適当であると認められる企業等。
- (3) 前各号に定めるもののほか、長年にわたり学校教育への貢献を行うなど教育長が学校教育きらめきサポーターとして適当であると認められる企業等。

(認証)

第6条 教育長は、申請者が認証基準を満たすと認められる場合は、当該申請者を認証する。

- 2 教育長は、前項の規定により認証した場合は、申請者に湖南省学校教育きらめきサポーター事業認証決定通知書（様式第2号）により、その旨を通知して学校教育きらめき

サポーター認証書（様式第3号）を交付するとともに、認証した企業等名、認証の概要について、広く周知を図るものとする。

（認証の取り消し）

第7条 教育長は、認証した企業等が次の各号に該当するときは、認証を取り消すことができる。

- (1) 認証した企業等が第4条に基づく申請にあたり虚偽の申請をしたことが判明したとき。
- (2) 認証基準を満たさなくなったとき、又は法令に違反したとき、その他認証した企業等として適当でなくなったと認めるとき。

（庶務）

第8条 認証についての庶務は、認証制度に関する事務を所管する課において処理する。

（その他）

第9条 この告示に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は、別に教育長が定める。

付 則

この告示は、平成25年4月1日から施行する。